

市民団体の活動紹介

NPO法人 災害ボランティア団体 らしんばん

はじめまして！我々特定非営利活動法人（NPO法人）災害ボランティア団体らしんばんは佐倉市に本拠地を置く災害ボランティア団体です。

平成26年の広島土砂災害をきっかけに全国の有志が集まり活動を始めたのがきっかけです。その後熊本震災や倉敷市の水害、北海道胆振地方震災などのボランティアを経て、昨年の台風15号災害をきっかけに組織化することになりました。まだまだ生まれたばかりの小さな団体です。

現在は22歳の女性から66歳の男性まで老若男女10名程度の小さな団体です。その中で、千葉県のメンバーは6名になります。

昨年の台風15号及び19号とその後の豪雨災害による活動において我々は令和2年2月27日現在で33日のべ84名のボランティア活動をしてきました。活動内容は佐倉市、八街市、山武市、富津市などを中心にビニールハウスの解体、屋根のブルーシート張り、倒木の処理などを行ってまいりました。

すでに台風15号からは5か月が経過し、過去の出来

事と風化している感じもありますが、千葉県、特に南部においては今でもブルーシートに覆われた屋根がかなり目につきます。この様なボランティアニーズがある程度収束するまでは、台風15号に関する我々の活動を継続していく予定です。

災害ボランティアというと体力が必要な感じがしますが、必ずしもそうではありません。できる時に、できることを、できるだけというのがボランティアの在り方だと思います。まずは一緒に被災地に行ってみませんか！？

◆所在地：佐倉市岩富町410

◆<https://www.facebook.com/rashinban.official/>

志津ビブリオ

本でつながる人とまち—志津ビブリオは、本を通して未知の考えや感性を共有し、まちの人がゆるやかに交流する場を地域に創出することを目指して、2019年2月に活動を開始しました。

ビブリオとは、ラテン語で「本」を意味します。知的書評ゲーム『ビブリオバトル』や読書会、世界の漫画家が集うイベント「佐倉マンガ×アートギャラリー」(2019年11月23日、旧堀田邸で開催)などを企画し運営しています。参加者は、佐倉市を中心に地域の本好きな方だけでなく、東京や埼玉、茨城、神奈川など他県からも遠征参加していただいています。最近は、活動内容を紹介するフリーペーパー「志津ビブリオ通信」も発行しています。

活動の中心として取り組んでいる「ビブリオバトル(写真)」とは、本の紹介を通したコミュニケーションゲームです。近年は全国の学校や図書館、書店、さらに読売新聞社主催により高校・大学の全国大会まで開催されています。

ルールは、①自分で本を選ぶ②制限時間5分で選んだ本を紹介する③その後、2~3分で質疑応答④参加者全員で投票して「チャンプ本」を決める—と大変

シンプル。キャッチフレーズの『人を通して本を知る 本を通して人を知る』のごとく、本を紹介しあうことで自分ではありません選ばないような新たな分野の本と出会い、そして、選書した発表者(バトラー)の個性の一端も知ることができます。

ビブリオバトルは、毎月第4土曜日の午前中に志津図書館2階の「西志津ふれあいセンター」(予約状況で場所変更の可能性あり)で開催しています。2020年からは様々なテーマの読書会も隔月開催し、より深く本の内容や作者について語り合っています。

すべての方にオープンな場であるために、あえて会員制はとっていません。気が向いた時に、本を一冊持つて、気軽にご参加いただければと思います。

◆連絡先：biblioshizu@gmail.com

◆<https://biblioshizu.club/>

2019年度 3号

市民協働情報誌



市民協働事業のご紹介

市民協働事業～助成金を活用しよう～

市民協働事業とは

市の課題解決・地域活性化に向け、市民公益活動団体が、知識・技術を生かし、自主的・主体的に取り組む事業が、助成金の交付や市職員等派遣支援を受けられる制度

協働の方法

1. 助成金交付：上限50万円、補助率1/2以内
2. 専門家等の技術的な支援（職員派遣等）

応募できる団体

市内のNPO・ボランティア団体が対象となります。申請には「市民協働事業のための市民公益活動団体」登録が必要です。

登録要件・営利や宗教を目的としていない
・団体の運営、代表者の選考方法に関する規定が定められている
・団体の財産が構成員の財産とは別に定められている

対象事業

○補助対象期間：4月1日～3月10日

同一事業につき2回まで補助延長可
(最大3年度間。毎年度審査あり。)

○対象となる事業

- ・市民公益活動団体が主体となる事業
- ・地域の活性化に資する事業 または 社会や地域における課題の解決が図られる事業
- ・市の主要課題に該当する事業 (*表参照)

* 佐倉市の主要課題（分野）

1 地域福祉・障害福祉	7 防犯・交通安全
2 子育て支援	8 生活環境保全
3 高齢者福祉・健康づくり	9 農業振興
4 住環境の整備	10 文化・芸術の振興
5 公園・緑地整備	11 青少年健全育成
6 消防・防災	12 コミュニティ

○対象外

- ・定期的または継続的に実施されている親睦行事や祭礼
- ・国、県、市の他の助成の対象となった経費

市民団体と
佐倉市で協働して、
まちの課題を
解決しよう

審査

自治人権推進課及び事業関係部局による審査があります。事業は令和2年度の予算の範囲内で採択されます。

評価項目	主な評価のポイント
的確な課題把握・対応策	*課題が的確に捉えられているか *課題を解決するための手段として有効か *取り組む課題が「市の主要課題」に該当しているか
成果達成の実現性	*事業実施が見込まれる適切な実施体制となっているか *目標設定した成果・効果の達成が見込まれるか
協働の有効性	*市と協働することで事業の成果・効果が高まる事業か
公益性の確保	*広く一般の方々に開かれた取り組みとなっているか *多くの人々の利益となっているか



支援までの流れ

4月

- ① 「市民協働事業のための市民公益活動団体」の登録申請
- ② 市民協働事業の支援申請

5月～6月頃

支援の決定 審査後、結果をご連絡します。

事業実施 対象期間：4月1日～3月10日

3月

実績報告 実績報告書、会計書類等を提出してください。

事業例

平成24年度市民協働事業

NPO法人

まちづくり支援ネットワーク佐倉

本佐倉城跡市民向け講座及び見学会

国史跡である本佐倉城(跡)の市民の認知向上と、大佐倉近辺に多くある史跡や神社、古寺による地域活性化をテーマに、本佐倉城史跡の講座や見学会を開催。現在も継続して活動を行っている。



平成28～30年度市民協働事業

NPO法人

ほっとすペーす・つき

こども等の居場所づくり支援事業

子育て広場等に参加しづらい家庭に対し、母親の心に寄り添う傾聴と、家事や育児と一緒に行う協働を中心とした「小さなサポート」を行う。現在も継続して活動を行っている。



応募手続き



○募集要項配布

市役所自治人権推進課、市民公益活動サポートセンター、コミュニティセンター、公民館、市のホームページにて配布予定

○応募方法

申請書と添付書類を、佐倉市自治人権推進課に提出してください。

○必要書類

- ・市民協働事業支援申請書
- ・支援理由書（事業目的や効果、目標など）
- ・事業計画書
- ・収支予算書

例年4月に
事業の募集を行います。
広報やホームページを
ご確認ください。



問合せ先

佐倉市市民部 自治人権推進課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 ☎043-484-6127

E-mail: jichi.jinken@city.sakura.lg.jp

佐倉市HP 市民協働事業 <http://www.city.sakura.lg.jp/0000025206.html>



随时
ご相談を
受け付けて
います